

医科点数等 Q & A

(医学管理等)

Q 1 生活習慣病管理料（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定している患者で、慢性胃炎の病名もあり、当該病名に対して投薬を行っている。当該管理料と別日であれば、同月に特定疾患処方管理加算を算定することは可能か。

A 1 算定できません。以下の疑義解釈を参照ください。

問3 生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定した月において、当該算定日とは別日に、当該保険医療機関において、同一患者に対して特定疾患処方管理加算を算定することは可能か。

(答) 特定疾患処方管理加算は、特定疾患療養管理料における特定疾患と同じ特定疾患を対象に処方した際に算定できるが、特定疾患療養管理料と生活習慣病管理料は併算定できないことから、生活習慣病管理料を算定した月においては、特定疾患処方管理加算は算定できない。

(2024年8月29日「疑義解釈資料の送付について(その11)」)